

○財務省告示第二百四十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年七月二十三日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年八月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第一百十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用 振替機関は日本銀行とする。の適用を受けるものとし、その価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札に於いて募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に

四 発行方法 財務大臣が行われる入札であつて、財務大臣が各国債

五

入 募

入 決 定 の

市場特別参加者ごとの応募限度額を定めるもの。市場特別参加者の第一以

イ 法

各申込みのうち応募額を価格の高い

ロ 札 競 争 入

各申込みの応募額を案分により

ハ 国 債 市 場

各債市場特別参加者ごとの応募

六

行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 格 札 競 争 行 入 価 格 札 競 争 行 入 価 格 札 競 争 行 入 価 格 札 競 争 行 入 価 格 札 競 争 行 入 価 格

申込みの応募額を割り当てる。各申

六

イ 発

入 札 行 額

億円で二千四百五十

ウ 十 六 十 六 十 六

特別会計に関する法律第六

エ 十 六 十 六 十 六

特別会計に関する法律第六

オ 十 六 十 六 十 六

特別会計に関する法律第六

カ 十 六 十 六 十 六

特別会計に関する法律第六

ク 十 六 十 六 十 六

特別会計に関する法律第六

コ 十 六 十 六 十 六

特別会計に関する法律第六

でた条特万額発六億額発四う億額

二利第別円面行十九面行十、

億付一會計金額した条百で利付一、

六国項の規に九付国項十五千六、

千債に定する百二億三六十五、

八に規に百二億三六十五、

、額面金、額

、額面金、額

、額面金、額

			十 十		九 八		七			八																		
			イ 一	発		振 額 最		払 込 金																				
加	場	び	札	非	入	価	発	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	払	行	争	非	者	特	国				
者	特	国	発	競	札	格	行	行	入	価	・	別	債	発	競	札	格	込	入	札	競	・	別	債				
第	参	市	及	入	行	争	格	日	発	競	I	加	場	入	行	争	額	発	札	競	I	加	場					
			十	額	格	十	額	平	す	額	の	振	五	万	円	二	千	三	百	八	十	九	億	四	千	九	百	十
			七	面	金	十	面	成	る	の	記	替	万	円	円	二	億	六	千	七	百	三	十	八	万	三	千	六
			銭	額		七	額	二	。	整	載	法	円			十	億	七	百	三	十	三	億	五	千	八	百	
			百	上	の	十	上	十	倍	は	規	定				万	円	五	百	三	十	三	億	五	千	八	百	
			円	そ	れ	十	そ	六	の	金	録	は				円	五	百	三	十	三	億	五	千	八	百		
			に	れ	ぞ	十	れ	年	の	額	は	、				円	五	百	三	十	三	億	五	千	八	百		
			つ	き	の	十	き	七	金	は	最	振				円	五	百	三	十	三	億	五	千	八	百		
			き	九	の	十	九	月	に	よ	低	替				円	五	百	三	十	三	億	五	千	八	百		
			九	十	九	十	九	二	よ	る	額	口				円	五	百	三	十	三	億	五	千	八	百		
			円	円	七	円	七	十	る	も	面	座				円	五	百	三	十	三	億	五	千	八	百		
			七	七	七	七	七	三	の	と	金	簿				円	五	百	三	十	三	億	五	千	八	百		

特別会計に関する法律第四十六
 条第一項の規定に基づき発行し
 た利付国債に付いて、額面金額
 で二千三百九十五億円

十三二

I 非価格
競争入札
発行
利率
経過
の払込み

(一) 年〇・一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
により算出した金額を、次の算式
により算出した金額を第二十
号に規定する期日に払い込む
ものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 33}{100 \times 365}$$

十四

初期
利子

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式に
より算出した金額から該金を
額に百分の二十・三・五を乗
じた金額(ただし、三・五を乗
じて算出した金額)において、
を非居住者又は外国取す者
が非居住者又は外国取す者
の場合には、前記(一)の算式
より算出した金額に該非居
住者又は外国税人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額(を控除することができ
る)を、平成二十六年十二月
十日を支払期とし、次の算式
により算出した金額を、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う
こととする。以下及び日につ
いて同じ。規定する期日に
同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十六年七月二十三日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十一年六月二十日	る利息を支払う。以前六月間に属す
					いて、その日以、各支払期にお
					日を支払期とし、及び十二月二十
					毎年の六月二十日及び十二月二十
					子の
					後の
					第二期
					第二期